

秋田県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）

（令和5年11月1日から令和6年3月15日まで）

1 背景及び目的

本県におけるニホンジカは、狩猟圧などにより昭和初期までに絶滅したとされていたが、平成21年6月に県南部の仙北市角館町で死亡個体が収容されて以降、各地で目撃や死亡個体の収容件数が増加し、令和4年度では過去最高の217頭の目撃等の情報が寄せられている。これらの目撃等の情報にはメスや幼獣も含まれていることから、本県ではニホンジカが定着して繁殖し、生息域が拡大していると考えられる。

これに伴い、令和元年度までは捕獲頭数が数頭だったものが、令和3年度は57頭、令和4年度は47頭と高止まりとなっている。

こうした状況を鑑み、令和4年3月に策定した「第二種特定鳥獣保護管理計画（第2次ニホンジカ）」に基づき、ニホンジカの個体数増加や分布域拡大を抑制していくため、本事業により捕獲圧の強化を図る。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
県内全域	令和5年11月1日から令和6年3月15日まで

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
八幡平	鹿角市八幡平	生息調査（痕跡調査）の結果から、ニホンジカの越冬地と考えられるため。	国有林、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象地域等
浦田	北秋田市浦田		
中仙太田	大仙市中仙・太田		
田沢湖	仙北市田沢湖		
増田	横手市増田		

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	目標頭数
八幡平	3頭
浦田	6頭
中仙太田	3頭
田沢湖	9頭
増田	3頭
合計	24頭

※実施状況に応じて見直すこともある。

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
全地区共通	・銃猟及びわな猟 ・銃猟においては、非鉛製銃弾の使用に努める。 ただし、止め刺しや半矢になった個体を猛禽類が摂取する可能性がない場合等はこの限りではない。	受託者と調整のうえ決定する。

②作業手順

ア 関係者との事前調整、作業実施の周知 関係市町村や土地所有者、地域住民等との調整を行い、合意形成を図る。
イ 捕獲等の実施 本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者等に業務委託し捕獲を実施する。
ウ 安全管理 受託者は捕獲従事者への安全教育・訓練を行い、安全管理体制を構築する。
エ 捕獲した個体の回収・処分方法 捕獲した個体は埋設するか、搬出して適切に処分する。
オ 錯誤捕獲の場合の対応 ニホンジカ以外の獣が捕獲された場合は、原則放獣とし、錯誤捕獲の状況を記録する。
カ 捕獲情報の収集及び評価 受託者から捕獲年月日、捕獲数、場所、性別、幼・成獣別、体長、体重等の情報を収集し、専門家の意見も踏まえ、事業評価を行う。必要に応じて、評価を踏まえた実施計画の見直しを行う。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

事業主体：秋田県 実施形態：業務委託 委託範囲：ニホンジカの捕獲及び付帯する業務一式 委託先：認定鳥獣捕獲等事業者又は認定鳥獣捕獲等事業者と同等の能力を有し、適切かつ効果的に事業を実施することが見込まれる者
--

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

・関係機関及び地域住民等に対し、事業内容について十分な周知を図る。 ・銃猟を行う際は、実施区域周辺に注意看板を設置するなど事故の防止を図る。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

・墓地や社寺境内など人の出入りの多い場所では、銃猟やわなの設置は行わない。

・止めさして銃器を使用する場合は、発砲回数を最小限にする。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

- ・連絡用無線機は適切な機器を選定するとともに、使用に当たっては電波法令を遵守し、適切な使用に努める。
- ・くくりわなを設置した付近でツキノワグマの利用が確認された場合は、くくりわなを移動する、あるいは設置を中止する。
- ・錯誤捕獲があった場合は速やかに発注者に報告を行う。
- ・その他関連する法令を遵守する。

(2) 事業において配慮すべき事項

- ・現地で血抜きを行う場合は、事前に関係者の承諾を取るとともに、周囲の環境に配慮する。

(3) 地域社会への配慮

- ・事業の効果、評価を関係者等に広く周知するとともに、野生鳥獣管理の必要性について普及啓発を行う。

令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業事業実施区域(ニホンジカ)

